

令和2年度 第1回 浜松市環境審議会 ごみ減量推進部会

日 時：令和2年5月14日(木)午後2時から

会 場：浜松市役所 鴨江分庁舎

2階会議室 ほか

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 専門委員の委嘱の報告と自己紹介

4 議 事

(1) ごみ減量推進部会について

(ごみ減量推進課) … 資料1

(2) 部会長の選任について

(3) 職務代理の指名について

(4) 浜松市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について

(ごみ減量推進課) … 資料2

(5) 浜松市一般廃棄物処理基本計画の改定方針について

(ごみ減量推進課) … 資料3

5 その他

6 閉 会

配布資料

資料No.	資料名
	次第
資料 1	ごみ減量推進部会について
資料 2	浜松市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について
資料 3	浜松市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の改定方針について
参考 1	SDG s について
参考 2	食品ロスの削減の推進に関する法律について
参考 3	プラスチック資源循環戦略
参考 4	第 2 次浜松市環境基本計画（改訂版）の概要
参考 5	浜松市地球温暖化対策実行計画（区域対策編）
参考 6	令和元年度浜松市包括外部監査結果報告書（要約）
別紙	W e b 会議においてお願いしたい 8 つのルール

ごみ減量推進部会について

1 設置の趣旨

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項」に基づき、「浜松市一般廃棄物処理基本計画（以下、「一廃計画」という。）」を策定している。現在の計画は平成 26 年 3 月に定めたものであり、平成 30 年度に中間目標年度を迎え、見直しをする時期を迎えている。

また、一廃計画の上位計画である「浜松市環境基本計画」が令和 2 年 4 月に改定されたことから、その改定を踏まえ、本年度から 2 年間かけ、一廃計画の見直しを行うために「ごみ減量推進部会」を設置した。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」抜粋

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

2 設置期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（予定）

3 審議事項

- 1 ごみ処理等の現状
- 2 ごみ処理計画の検証
- 3 基本方針等
- 4 施策の展開と具体的行動 等

4 委員構成

- ・一廃計画の審議には、専門的な知見が必要であり、環境審議会委員の一部に審議会外部の廃棄物処理分野の専門家を専門委員として加えた構成とする。
- ・部会に属すべき審議会委員は、浜松市環境審議会規程第 5 条の規定により、会長が指名する。

5 部会決議

浜松市環境審議会規程第 5 条第 7 項の規定により、部会の決議は審議会の決議とする。

浜松市環境審議会ごみ減量推進部会委員名簿

区分	氏名	性別	選出団体等	分野
環境審議会委員	藤本 忠藏	男	浜松医科大学 医学部 教授	廃棄物処理工学 (化学)
	小名木 秀雄	男	浜松市自治会連合会 理事 環境部会 委員長	自治会
	野中 正子	女	浜松市消費者団体連絡会 会長	市民活動団体
	松浦 敏明	男	静岡県産業廃棄物協会 専務理事兼 事務局長	産業廃棄物
	渡邊 記余子	女	浜松商工会議所 食品部会 副部会長	商工会議所
専門委員	杉山 千歳	女	常葉大学 健康プロデュース学部 健康栄養学科 教授	食生活学、環境 衛生薬学
	高根 美保	女	エコライフはままつ 理事	環境活動団体
	稲垣 正	男	全国都市清掃会議 事務局長	一般廃棄物

○浜松市環境基本条例 (抜粋)

平成10年9月30日

浜松市条例第49号

第3章 環境審議会

(設置)

第22条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき浜松市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第23条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 事業者の代表

(2) 知識経験者

(平17条例142・平20条例30・一部改正)

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平31条例21・一部改正)

(会長)

第25条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(部会)

第26条 審議会に必要に応じ、部会を置くことができる。

(審議会の運営)

第27条 第22条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

浜松市環境審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、浜松市環境基本条例（平成10年浜松市条例第49号）（以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、浜松市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会長及び副会長)

第2条 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第3条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、専門委員に調査の結果の報告を求めることができる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 審議会は、条例第26条の規定により別表に掲げる部会を置く。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会の委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

7 部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、審議会が特に定める事項については、この限りでない。

(事務局)

第6条 審議会の事務局を環境部環境政策課に置く。

(細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成10年9月30日以降最初の審議会の開催日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

名称	所掌事務	人数	庶務
ごみ減量推進部会	一般廃棄物処理基本計画の改定に関する事項	10人以内	環境部ごみ減量推進課

■R2・R3年度にて一般廃棄物処理基本計画を改定する。

【一般廃棄物処理基本計画改定スケジュール(案)】

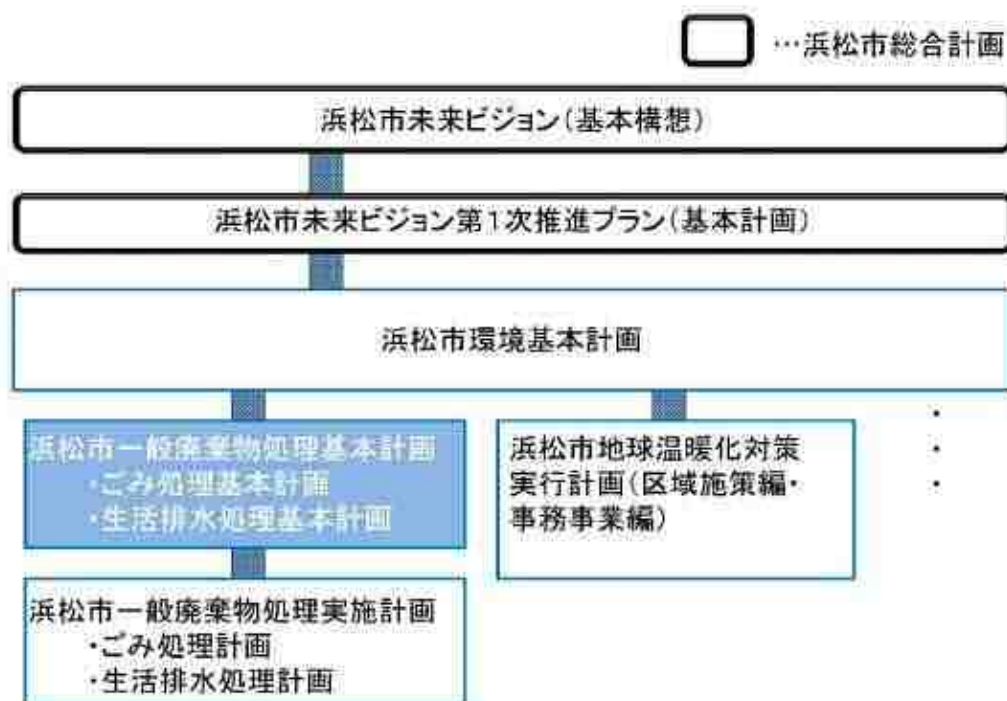
		R1年度	R2年度												R3年度												R4年度			
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5		
一般廃棄物処理基本計画改定	1	進捗状況の確認	→																											
	2	新たな施策・事業の洗い出し		→																										
	3	ごみ排出量推計(委託)		→																										
	4	計画素案・改定案の作成				素案 →										← 改定 →														
	5	ごみ減量天下取り大作戦の総括					→																							
	6	パブコメ・市の考え方の公表																				↔								
	7	改定計画の公表																												
環境審議会						●																								
ごみ減量推進部会				●				●		●			●		●		●		●		●				●					

浜松市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について

1 浜松市一般廃棄物処理基本計画について

一般廃棄物処理基本計画とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」に基づき策定する計画で、生活環境の保全、公衆衛生の向上、資源が循環して利用される社会の形成を図りつつ、一般廃棄物（ごみと生活排水）の適正な処理を行うため、市が区域内の処理計画を中長期的な視点から定めるものでごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の2つから成り立っている。

浜松市一般廃棄物処理基本計画の位置付け



2 現在の計画について

平成19年4月に政令指定都市へ移行後、平成25年度にごみ排出に係る制度統一を行い、平成26年度から令和10年度（平成40年度）までの15年間の計画期間とする「浜松市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画編）」を策定した。この中で、中間目標年度を平成30年度と設定し、本市のごみ処理に係る取り組みの基本的な方向性と目標を設定し、目標達成のための具体的施策を示した。

併せてし尿処理施設や下水道処理施設による本市の生活排水処理に係る取り組みの基本的な方向性と目標を設定した「浜松市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画編）」を策定した。

3 浜松市のごみ・資源物の排出状況について～3つの数値目標～

(1) ごみの排出状況

平成 26 年度から令和元年度までのごみ排出量の推移をみると、平成 30 年度に対前年の排出量を上回ったものの、平成 30 年度以外はごみの排出量は微減傾向にある。平成 30 年度にごみ排出量が前年度実績を上回った要因は、台風 24 号の被害により家庭系ごみが大幅に増加したためである。

また、ごみ排出の内訳をみると、事業系ごみは減少しているものの、家庭系ごみは横ばいのままである。このため、平成 30 年度より「ごみ減量天下取り大作戦」として、生ごみの減量、雑がみの分別、食ベキリ・使いキリの推進を進めているが、市民のごみ減量の意識醸成には寄与したものの、ごみ排出量の大幅削減には繋がっていない。

このため、令和 10 年度のごみ排出量目標である一人 1 日当たりのごみ排出量である 843 g/人・日に向け、更なるごみ減量の取り組みが必要である。

表 1 一人 1 日あたりのごみ排出量 (g/人・日)

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R10
計画値	894	886	879	872	866	863	843
実績値	890	889	879	873	879	860	

グラフ 1 ごみの排出状況



(2) リサイクル率等の推移

資源化量については、平成26年度当初53,765tであったものの、年々低下しており、令和元年度には46,446t見込みとなった。これは「ペットボトル」や「プラスチック容器包装」等の資源物の排出量や集団回収量が減少したためである。

減少の要因としては、民間の資源物回収拠点の整備が進んだ結果、民間回収拠点への資源物の排出が増加していることが考えられる。このため、リサイクル率も減少し、現在の計画値と大きな乖離がある。

このことから、民間拠点回収量について調査を行ったところ、平成30年度の民間回収量が約17,535tであり、民間拠点回収量を含めたリサイクル率は24.2%と推計される。

令和10年度のリサイクル率の目標値を達成するためには、平成30年度以降6.4ポイントリサイクル率を向上させなければならず、今後、より資源物の排出・分別が行いやすい環境を整備するなど、資源物の回収量を増加させる施策の検討が必要と考えられる。一方、近年の中国等をはじめとするアジア諸国による廃棄物の受入制限措置による資源物の需要低下や、資源物の取引価格などの状況を注視する必要もある。

※ 「リサイクル率」の算定方法：(資源化量÷総排出量)×100

表2 リサイクル率の推移

(%)

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R10
計画値	21.3	21.4	21.5	22.5	23.6	24.6	30.6
実績値 (民間拠点回収を含めた場合)	20.4	19.6	19.0	19.1	18.8 (24.2)	18.4	

グラフ2 リサイクル率等の推移



(3) 最終処分量の推移

最終処分量は、平成 26 年度当初 12,121 t で、平成 27 年度は対前年度と比較し減少したが、平成 28 年度以降増加に転じている。これは主に連絡ごみが増加し、破碎処理後の不燃物が増えたためである。

令和 10 年度には 12,728t を目標値としているため、今後も増加が続くと達成が困難となる。このため、最終処分量を減らすための資源物の分別やごみ自体の減量に取り組む必要がある。

表 3 最終処分量の推移

(t)

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R10
計画値	14,477	14,348	14,135	13,966	13,816	13,749	12,728
実績値	12,121	11,781	11,836	12,173	12,812	13,226	

グラフ 3 最終処分量の推移



4 浜松市のごみ施設及び処理経費の状況について

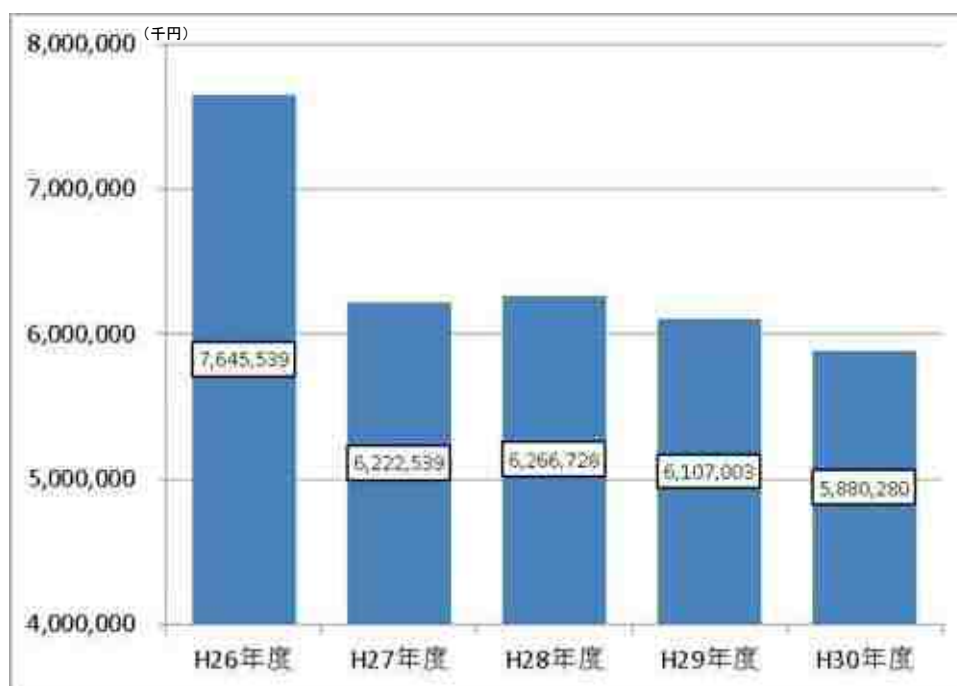
本市では、合併以降、ごみ処理施設の統廃合を進めてきた。平成 26 年度には天竜ごみ処理工場を休止し、現在では焼却施設としては南部清掃工場と西部清掃工場の 2 施設が稼働している。破碎施設としては、平和破碎処理センター、引佐中間処理施設、南部清掃工場の 3 施設が稼働、保管施設としては平和最終処分場が稼働している。また、埋立処分場としては、平和最終処分場、浜北環境センター、舞阪吹上第 2 廃棄物最終処分場、引佐最終処分場の 4 施設が稼働している。

本市のごみ処理経費の推移は、以下のグラフのとおりであり、平成 30 年度の処理経費は、約 58.8 億円となっている。平成 27 年度に前年比で大きく経費が減っているのは、西部清掃工場の減価償却費の減少及び天竜ごみ処理工場の休止に伴う物件費の減少のためである。

今後、令和 6 年度には新清掃工場及び新破碎処理センターの稼働を予定しており、設計・建設費用と、20 年間の運営経費を合わせ、約 777 億円の費用負担が発生する見込みである。

このため、今後のごみ処理に関する経費を抑えるためにも、ごみの減量に取り組んでいく必要がある。

グラフ 4 ごみ処理経費の推移



5 平成 30 年度に排出されたごみの内訳

家庭系ごみの 95%を占めるもえるごみのうち、平成 30 年度ごみ質分析調査の結果によれば、生ごみが 35.8% (約 4 万 9 千 t)、紙類が 29.5% (約 4 万 t) であり、この 2つを合わせると、全体の 7 割弱を占めていることが分かった。

事業系ごみの 98%を占めるもえるごみのうち、令和元年度事業系一般廃棄物組成分析調査の結果では、生ごみが 46.5% (約 3 万 6 千 t)、紙類が 31.8% (約 2 万 4 千 t) であり、全体の約 8 割弱を占めている。

家庭系・事業系ともに、ごみの減量に関しては、生ごみと紙類の削減が効果的であり、これらをいかに削減するか課題であると考えられる。

グラフ 5 家庭系もえるごみの内訳



グラフ 6 事業系ごみの内訳



6 浜松市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の進捗状況

計画に定めた施策の平成 26 年度から令和元年度までの具体的行動の進捗状況は、以下のとおりであり、具体的行動が完了したものが 7 件、計画通り進捗しているものは 37 件、遅れているものが 3 件、事業を集約した行動は 3 件であった。

遅れている取り組みは、民間事業者のバイオマス事業の実施の遅れによるものや、民間事業者との協定締結調整の結果、締結まで進まなかった、などの理由により計画通り実施できなかったものである。

また、基本方針 2 における「2 環境教育の充実」の具体的行動のうち、「学校での生ごみの堆肥化の実践」、「親子リサイクル見学会の実施」「小学生向けの絵本の作成・配布」の 3 つの取り組みについては、事業実施から 5 年経過したことから事業内容を見直したうえで集約し、教育委員会とも連携を図り、各小学校で夏休みの家庭でのごみ減量を競い合う「こどもモッタイナイ大作戦」を展開することとした。

具体的行動のうち、完了したもの、計画通りの進捗のものを合わせると、全体の約 8 割が計画通り進んでいることとなっているが、先に掲げた 3 つの数値目標を達成には、それぞれの個別施策を今一度見直し、より各数値目標の達成に資する取り組みとなるよう、施策の具体的行動の内容を改めて検討するとともに、着実な成果を上げる必要がある。（具体的行動ごとの進捗状況は次頁のとおり。）

表 4 具体的行動の進捗状況

区分	状況	件数
完了	すでに具体的行動が完了したもの	7
計画どおり	当初の計画どおり順調に取り組んでいるもの	37
遅れている	当初の計画より進捗が遅れているもの	3
集約	当初計画に記載したが、検討の結果、具体的行動を集約したもの	3
合 計		50

基本方針1:ごみの減量と資源化を推進します

◎・・・完了 ○・・・計画どおり △・・・遅れている □集約

個別施策	具体的行動	進捗状況
1.生ごみ減量の推進	1.生ごみの水切りに関する情報発信を行う	○
	2.水切りグッズの開発及び配布を行う	○
	3.堆肥化容器の配付や生ごみ処理機購入補助等を通じて生ごみの減量を推進する	○
	4.家庭系生ごみの分別収集について調査・研究し、バイオマス事業を推進する	△
2.紙類減量の促進	1.雑がみ回収促進のための保管庫貸与事業を実績する	◎
	2.幼稚園、小中学校での雑がみ回収は、対象範囲を保育園や高校などにも広げて継続実施する	○
	3.事業系の雑がみの分別と資源化を促進する	○
3.資源物集団回収の活性化及び拠点回収の整備	1.資源物(市のリサイクルステーション、みどりのリサイクル等)の回収拠点のあり方について総合的な検討を行い、再構築を図る	○
	2.地域の資源物集団回収の活性化を図る	○
	3.もえるごみ削減のための草木類、古着類の行政回収～再資源化手法を調査研究する	◎
	4.使用済小型電子機器類の回収拠点を拡充する	○
	5.廃食用油の回収拠点を拡充する	○
4.ごみ処理有料化の検討	1.有料化の必要性、効果、導入時期等について調査・研究する	○
	2.他都市の状況を調査・研究する	○
	3.検討委員会等を設置して検討する	○
	4.小規模の店舗や事業所からごみ集積所へ排出されるごみの有料化について調査・研究する	○
5.事業系ごみの減量、資源化、適正処理等の推進	1.大規模建築物所有事業者の更なるごみ減量等の促進に向け市条例に基づいて指導を行う	○
	2.清掃工場における資源物や処理困難物の混入防止のための監視・指導を行う	○
	3.集積所への事業系ごみの混入を防止するため、事業者に対するごみの排出指導を強化する	○
	4.事業系生ごみを活用したバイオマス事業を推進する	△

基本方針2:意識啓発と環境教育を推進し、住みよいまちづくりに努めます

個別施策	具体的行動	進捗状況
1.ごみ排出ルール周知徹底	1.排出ルールの運用状況を検証し、必要に応じてルールの見直しを行う	○
	2.レジ袋削減に向けた普及啓発を行うとともに「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」締結事業者を拡充する	△
	3.ごみ分別方法の手引きを作成する	○
	4.職員の出前講座等による啓発活動を推進する	○
	5.ごみ分別収集カレンダーを分かりやすい表示に改善する	○
	6.転入者や外国人等を対象に情報提供を推進する	○
2.環境教育の充実	1.小学生社会副読本「ごみとわたしたち」等を配付し、子どもを対象とした環境教育を促進する	○
	2.学校での生ごみ堆肥化を実践する	□
	3.親子で3Rについて学ぶ「親子リサイクル見学会」を行う	○
	4.小学生向けのごみ絵本を作成・配付する	□
	5.3Rなどに関する出前講座や説明会を実績する	○
	6.Eスイッチプログラムを幼稚園から中学校まで実績し、ごみ減量やリサイクルの意識啓発に努める	○
	7.環境美化推進員を育成・強化する	○
3.情報の公開と共有化	1.ごみの適正処理や3Rに関する情報を提供するツール(スマートフォンアプリ等)を開発し、市民に広める	○
	2.リサイクル品目回収後の再生品や利用方法の情報提供を行う	○
	3.ごみ減量の行動に移すための動機付けになる情報の発信を推進する	○
	4.「ごみ減量通信」をホームページにも掲載する	○
4.不法投棄防止対策と資源物持ち去り取締りの強化	1.不法投棄防止看板の継続掲出を推進する	○
	2.清掃関係車両へ不法投棄防止ステッカーの貼付を依頼する	○
	3.市職員による不法投棄防止パトロールを実施強化する	○
	4.資源物持ち去りを禁止するため平成26年4月からの条例改正に罰則規定を設け、市職員によるパトロールを強化する	○

基本方針3:安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備を図ります

個別施策	具体的行動	進捗状況
1.ごみ処理施設の新設及び統廃合の推進	1.新清掃工場の建設に着手する	◎
	2.西部清掃工場の更新等について検討する	◎
	3.旧ごみ処理施設解体計画を策定し、解体又は跡地利用を進める	○
	4.清掃工場における津波対策について検討する	◎
	5.ペットボトル減容施設解体後の跡地利用について検討する	◎
2.ごみ収集運搬及び処理体制の検討	1.戸別収集の導入など高齢者や障がい者などに配慮した収集方法を検討する	○
	2.将来の安定的な一般廃棄物処理のために、他自治体とのごみの相互受入れを推進する	○
	3.新清掃工場稼働に向けた収集体制を検討する	○
	4.ペットボトルの中間処理について効率的な委託化の準備を進める	◎

浜松市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の改定方針について

1 改定の目的について

「浜松市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」（以下「本計画」という。）において中間年度として定めた平成30年度を経過した。

また、令和2年4月には、本計画の上位計画である「浜松市環境基本計画」が改定されるなど、計画策定時から現在までの間に、廃棄物処理行政に関する状況が大きく変化している。

これらのことから、本計画の最終年度である令和10年度の目標達成に向け、中間目標年度である平成30年度及び直近の令和元年度の実績を踏まえ、具体的行動計画等について必要な見直しを行う。

2 見直しの方向性

(1) 具体的行動の進捗状況を踏まえた見直し

具体的行動の進捗状況を確認し、現在までの取組みの評価を行い、今後の方向性を検討する。

(2) 社会情勢の変化を踏まえた見直し

以下のア～ウの事項を踏まえ見直しを行う。

ア 国際的な動向

平成27年9月に、国連において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会共通の目標として食品ロスの削減や海洋プラスチックごみ対策などの環境問題を含む「持続可能な開発目標SDGs」が定められた。

本市においても、官民を挙げて推進している「森林」「エネルギー」「多文化共生」に関する取り組みが、SDGs推進に係る優れた取組みとして評価され、平成30年6月に「SDGs未来都市」に選定された。併せて本市では「浜松市SDGs未来都市計画」を策定し、「浜松市SDGs推進プラットフォーム」の設立をはじめとした、令和12年のあるべき姿を達成するための取組みを進めている。 **参考1**

イ 国の動向

(ア) 食品ロス削減に関する法律

令和元年10月に「食品ロスの削減に関する法律」が施行され、令和2年3月に「食品ロスの削減に関する基本的な方針」が閣議決定された。これにより、国民、事業者には食品ロスの削減努力を求めるとともに、地方自治体においては「食品ロス削減推進計画」を策定することが求められることとなった。 **参考2**

(イ) プラスチック資源循環戦略

令和元年5月に、国が持続可能な社会の実現のため、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略として策定した。基本原則として3R+Renewable

(再生可能資源への代替)を掲げ、重点戦略としてプラスチック資源循環、海洋プラスチック対策、国際展開、基盤整備を図る。 **参考 3**

ウ 関連計画

(7) 「浜松市環境基本計画」

浜松市環境基本条例に基づき「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めているもの。平成 27 年 3 月に計画を策定し、令和 2 年 4 月に改定を行った。基本方針の 1 つに「資源を有効に活用する循環型都市」を掲げ、主な施策の方向性として、一般廃棄物の減量とリサイクルの推進、海洋プラスチックごみ対策など定めている。 **参考 4**

(4) 「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域対策編）」

平成 24 年 3 月に「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域対策編）」を策定し、国が示した国際的な削減目標である「2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量 26%削減」を達成するため、国内外の動向の変化に即した実効性の高い施策を展開するため、平成 29 年 4 月に改定した。温室効果ガス（二酸化炭素）排出削減に向け、プラスチックの焼却量を減らす必要があり、プラごみの分別の徹底が求められる。また、令和 3 年には、2050 年における二酸化炭素排出実質ゼロに向けた長期的視点による見直しを予定している。 **参考 5**

(3) 包括外部監査結果を踏まえた見直し

令和元年度に実施した包括外部監査の結果において、ごみの減量に資する取組として紙類の行政回収及び一般廃棄物処理の有料化について検討することが望ましいとの意見を受けた。 **参考 6**



持続可能な開発目標 (SDGs) の概要

○2015年9月の国連サミットで全会一致で採択

○「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標

(その下に、169のターゲット、232の指標)

○特徴は、以下の5つ

- 普遍性** 先進国を含め、全ての国が行動
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
- 参画型** 全てのステークホルダーが役割を
- 統合性** 経済・社会・環境に統合的に取り組む
- 透明性** 定期的にフォローアップ

※内閣府資料

1



SDGsの17の目標

(①貧困) 1 貧困をなくそう 	(②飢餓) 2 飢餓をゼロに 	(③保健) 3 すべての人に健康と福祉を 	(④教育) 4 質の高い教育をみんなに 	(⑤ジェンダー) 5 ジェンダー平等を實現しよう 	(⑥水・衛生) 6 安全な水とトイレを世界中に
(⑦エネルギー) 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	(⑧成長・雇用) 8 働きがいも経済成長も 	(⑨イノベーション) 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	(⑩不平等) 10 人や国の不平等をなくそう 	(⑪都市) 11 住み続けられるまちづくりを 	(⑫生産・消費) 12 つくる責任 つかう責任
(⑬気候変動) 13 気候変動に具体的な対策を 	(⑭海洋資源) 14 海の豊かさを守ろう 	(⑮陸上資源) 15 陸の豊かさを守ろう 	(⑯平和) 16 平和と公正をすべての人に 	(⑰実施手段) 17 パートナーシップで目標を達成しよう 	

あ
あ
あ
あ
あ

ロゴ：国連広報センター作成

日本自身の課題に関係が深い目標の例 ⇒実施には、多くの国内省庁が関係。

- 成長・雇用 ●クリーンエネルギー ●イノベーション ●循環型社会 (3R: Reduce Reuse Recycle 等)
- 温暖化対策 ●生物多様性の保全 ●女性の活躍 ●児童虐待の撲滅 ●国際協力 等

※内閣府資料

2

SDGsの17の目標

目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4 (教育)	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。
目標 6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8 (経済成長と雇用)	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。
目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標10 (不平等)	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標11 (持続可能な都市)	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13 (気候変動)	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

※内閣府資料

3

みんなで目指すSDGs



SDGsは世界規模の大きな目標であるため、自分には関係ないと思うかもしれませんが、しかし、私たちがこの地球に住む一員です。

SDGsの17番目の目標は、「パートナーシップで目標を達成しよう」です。この目標には、誰か一人が頑張るのではなく、みんなで協力して取り組もうという思いが込められています。

世界で今何が起きているのか、何が問題なのかを、自分のこととして捉え、SDGsに取り組みませんか？



※広報はままつ2020年1月号

4

「SDGs未来都市」の選定

平成30年度「SDGs未来都市」認定証授与式（平成30年6月15日）

平成30年度「SDGs未来都市」選定証授与式を開催しました。安倍総理大臣からの挨拶に続き、選定された29の自治体にSDGs未来都市選定証が授与されました。各都市において、総理他政府関係者との撮影も行いました。また、授与式終了後、梶山地方創生大臣からの挨拶に続き、SDGs未来都市（29自治体）と政府関係者で集合写真を撮影しました。

SDGs未来都市一覧（都道府県・市区町村コード順）				
北海道	山形県飯豊町	石川県珠洲市	三重県志摩市	山口県宇部市
北海道札幌市	茨城県つくば市	石川県白山市	大阪府堺市	徳島県上勝町
北海道ニセコ町	神奈川県	長野県	奈良県十津川村	福岡県北九州市
北海道下川町	神奈川県横浜	静岡県静岡市	岡山県岡山市	長崎県壱岐市
宮城県東松島市	神奈川県鎌倉市	静岡県浜松市	岡山県真庭市	熊本県小国町
秋田県仙北市	富山県富山市	愛知県豊田市	広島県	



安倍総理大臣挨拶



選定証



SDGs未来都市との写真撮影

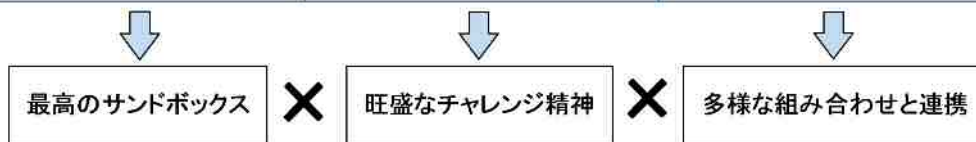
「SDGs未来都市」浜松の概要

タイトル: **浜松が「五十年、八十年先の『世界』を富ます」**

（郷土の偉人 金原明善翁を紹介した平成30年1月の安倍首相施政方針演説の一節をもとに設定）

浜松が誇る「資源」

温暖な「国土縮図型都市」	進取の気風「やらまいか精神」	多様性と共助にあふれた社会
<ul style="list-style-type: none"> ・都市部、中山間地など市域内に多彩なフィールドを包含 ・全国随一の日照時間はじめ恵まれた自然環境 	<ul style="list-style-type: none"> ・民の力で自律発展(政令市唯一) ・輸送用機器などはじめ現在の我が国を支える企業を多数輩出 	<ul style="list-style-type: none"> ・「よそ者」も活躍できる「出世の街」 ・日系ブラジル人等の集住と共生 ・「竜宮小僧」「金原明善」をして「防潮堤」



2030年のあるべき姿

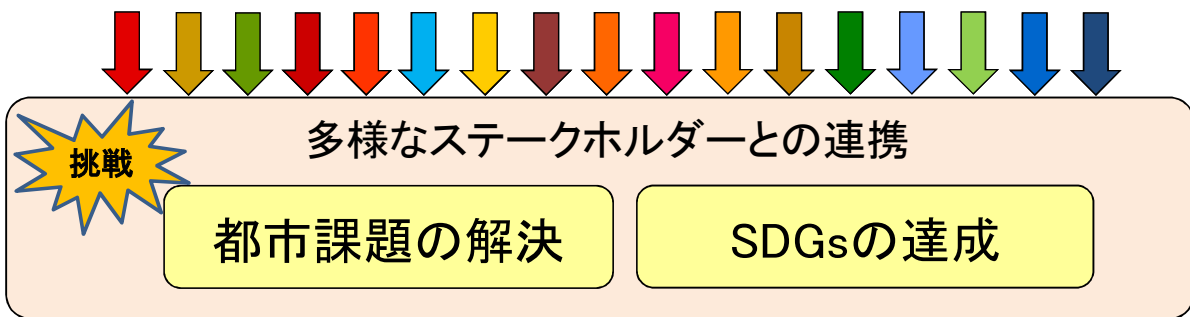
浜松市総合計画（「浜松市未来ビジョン」）

・「高める」（農林水産業）、「活かす」（エネルギー）、「認め合う」（多様性）など、バックキャストिंगで設定した「1ダースの未来」（理想の姿）を目指す。

地域資源活用で「経済・社会・環境」の好循環モデルを浜松で創出・発信

浜松市の挑戦

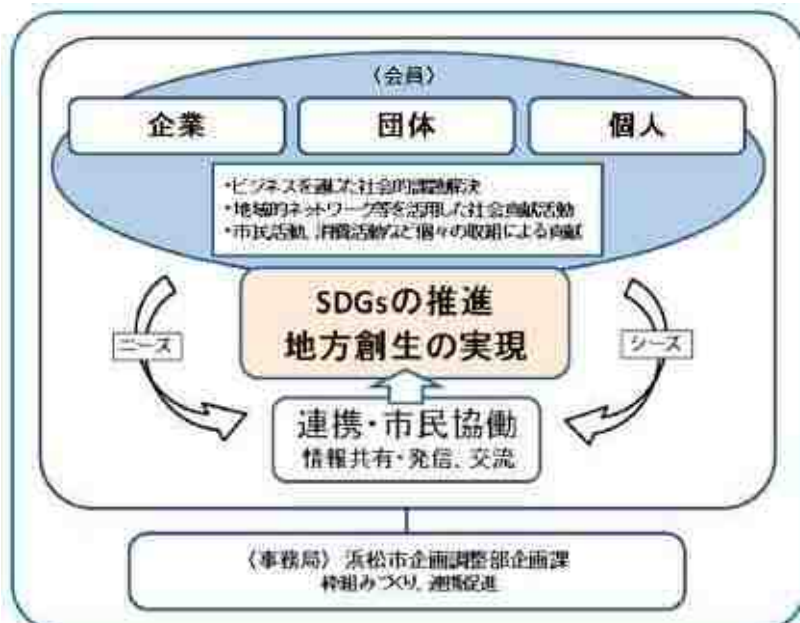
ゴール	本市の取組例	ゴール	本市の取組例
3 すべての人に 健康と福祉を	◆スマホde健康チェック事業 ◆ノルディック・ウォークの推進	11 住み続けられる まちづくりを	◆リノベーションスクールの開催 ◆防潮堤の整備
6 安全な水とトイレ を世界中に	◆インドネシアバンドン市における 水道の漏水防止対策技術支援	12 つくる責任 つかう責任	◆フェアトレードタウンの取組推進 ◆ごみ減量天下取り大作戦
8 働きがいも 経済成長も	◆はままつ起業家カフェの運営 ◆マリンスポーツの聖地化	17 パートナーシップで 目標を達成しよう	◆都市・自治体連合(UCLG)等へ の参加による都市間連携強化 ◆ブラジルホストタウン交流



7

浜松市SDGs推進プラットフォーム

浜松市におけるSDGsの達成に向けた、企業・団体・個人による幅広い活動の推進のため、SDGsに関連する活動に取り組んでいる、又は関心を持っている会員同士の交流や情報交換を通じて、各々の活動を活性化させることを目的として、「浜松市SDGs推進プラットフォーム」を設立（2019年5月29日）



取組内容

- (1) 会員の交流、連携
 - ・意見交換・事例紹介の場の提供
 - ・会員相互のマッチングによるパートナーシップ構築
 - ・有識者による講義、会員同士による勉強会等の開催
- (2) SDGsの達成に資する情報発信
 - ・プラットフォームの活動内容の紹介、会員の取組内容のPR
 - ・SDGsの達成につながる取組事例の紹介

8

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2015 年 9 月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、① 国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、② まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第 2 条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第 3 条～第 7 条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進(第 8 条)

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第 9 条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10 月）を設ける

基本方針等（第 11 条～第 13 条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第 14 条～第 19 条）

- ① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
 - ※ 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ② 食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤ 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥ フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第 20 条～第 25 条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

1 食品ロスについて

我が国の食品ロスの状況

- 食品ロス量は年間**643万トン** (平成28年度推計) ≒国連世界食糧計画 (WFP) による食糧援助量 (約380万トン) の1.7倍
- 毎日大型 (10トン) トラック約**1,760台分**を廃棄
- 年間1人当たりの食品ロス量は**51kg** ≒年間1人当たりの米の消費量 (約54kg)に相当

食料を海外からの輸入に大きく依存

- ・ 食料自給率 (カロリーベース) は**38%**

廃棄物の処理に多額のコストを投入

- ・ 市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物の処理に要する経費は約**2兆円/年**

食料の家計負担は大きい

- ・ 食料が消費支出の**1/4**を占めている

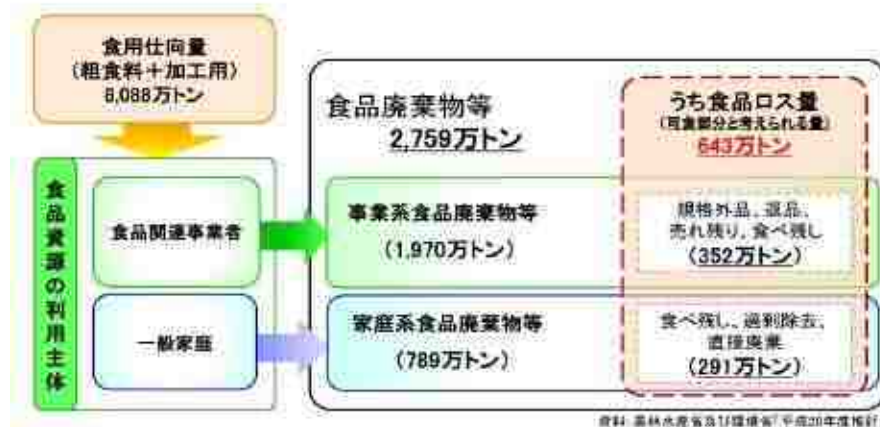
深刻な子どもの貧困

- ・ 子どもの貧困は、**7人に1人**と依然として高水準

〈食品ロス (推計) の経年変化〉

	平成24年度推計	平成25年度推計	平成26年度推計	平成27年度推計	平成28年度推計
食品ロス(年間)	642万トン	632万トン	621万トン	646万トン	643万トン
国民1人当たり換算	50kg	50kg	49kg	51kg	51kg

食品廃棄物等の発生状況 <概念図>



持続可能な開発目標 (SDGs) と食品ロスの削減

★ 食品ロス関係の記載

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。

※ 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針 (抜粋)

食品ロス削減 食品リサイクルの促進	「食品資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づき、食品廃棄物等の発生抑制・減量、飼料や肥料等の原材料としての再生利用等の取組を推進する。	12.2 12.3 12.5	①SDGs小目標12.3に対応する新たな指標(関係省庁と今後検討) ②業種別の再生利用等実施率 ③国産原料由来のエコフィードの生産量目標	消費者庁 農林水産省 環境省
	家庭等から排出される食品ロス削減に向けた普及啓発等の推進、地方公共団体が中心となった食品ロス削減に向けた取組の促進や、食品ロス問題の認知向上等のための消費者向けの情報提供を行う。	消費者意識基本調査による「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」		

出典：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料 (令和元年8月20日版)」

2 浜松市における食品ロス削減に向けた主な取組について

(1) 冷蔵庫収納セミナーの開催

- 実施年度・・・令和元年度
- 事業内容・・・著名な冷蔵庫収納家を講師に招き、自治会における環境美化推進員や関心のある市民を対象に、食品ロスを出さない冷蔵庫収納術セミナーを開催。
- 実績・・・令和元年度に2回開催。合計222人が聴講。

(2) エコレシピコンテストの開催

- 実施年度・・・令和元年度
- 事業内容・・・市民からエコレシピを募り、コンテストを開催。
優秀な作品についてはエコレシピ集として冊子化し配付。
- 実績・・・応募総数 58 作品（最優秀賞 2 作品、優秀賞 9 作品）

(3) 食品ロス削減協力店への登録

- 開始年度・・・平成30年度
- 事業内容・・・食品ロス削減のため、市内食料品提供事業者に対し食品ロス削減協力店への登録を呼びかけるもの。食品ロス削減協力店は店舗内でのミニのぼり旗やステッカーの掲出及び食品ロス削減の啓発を行う。
- 実績・・・161事業者（平成30年度末時点）

(4) フードシェアリングアプリ「TABETE」の実証実験

- 実施年度・・・令和元年度
- 事業内容・・・フードシェアリングアプリ「TABETE」を運営している株式会社コークッキングと「食品ロス削減に向けた実証実験に関する協定」を締結し、食品ロス削減に向けた実証実験を実施。

※「TABETE」の仕組み

1. 登録店舗が売れ残りそうな商品を TABETE に登録
2. ユーザーは登録されている商品をアプリ内で割安で購入
3. ユーザーは商品を購入した店舗に行き、商品を受け取る

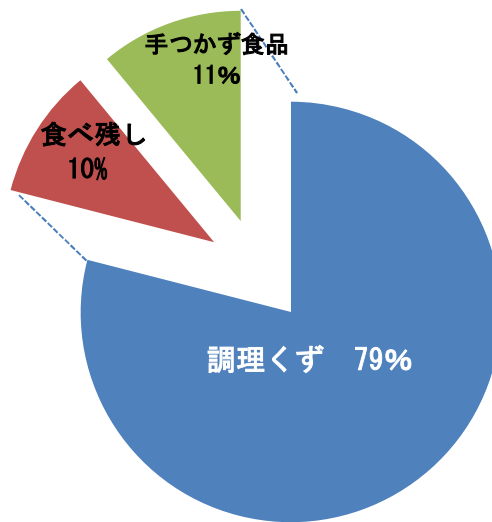
- 実績・・・登録店舗数 24 店舗（令和2年4月1日時点）

3 浜松市における家庭系ごみ（生ごみ）の品目別割合

資料2「食品ロスの削減の推進に関する法律について」のP5のとおり、平成30年度に実施した本市におけるごみ質分析調査の結果によると、家庭系ごみの全体ごみ量が約13万6000tであるのに対し、生ごみの量は約4万7600tであり、全体の約35%を占める結果となっている。

生ごみの内訳は、調理くずが約79%、手つかず食品が約11%、食べ残しが約10%であり、このうち手つかず食品と食べ残しが食品ロスに該当する。
浜松市における食品ロスの量は年間約1万tと推計される。

グラフ1 家庭系ごみ（生ごみ）の内訳



背景

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R + Renewable」

【マイルストーン】

リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進 	<p>➔</p>	<p>＜リデュース＞</p> <p>① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制</p> <p>＜リユース・リサイクル＞</p> <p>② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに</p> <p>③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル</p> <p>④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用</p> <p>＜再生利用・バイオマスプラスチック＞</p> <p>⑤ 2030年までに再生利用を倍増</p> <p>⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入</p>
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ▶ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ▶ 漁具等の陸域回収徹底 ▶ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ▶ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ▶ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム 		
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ▶ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ▶ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ▶ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ▶ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 		
海洋プラス チック対策	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ▶ 海岸漂着物等の回収処理 ▶ 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) ▶ マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) ▶ 代替イノベーションの推進 		
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等） 		
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） ▶ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） ▶ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） ▶ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） ▶ 資源循環関連産業の振興 ▶ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） ▶ 海外展開基盤 		

- ◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献**
- ◆ **国民各界各層との連携協働**を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、**必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

浜松市におけるプラスチック削減に対する取り組みについて

1 プラスチックごみ問題の周知啓発

(1) 海岸清掃事業やイベントでの周知

■実施年度・・・平成30年度～

■事業内容・・・海岸清掃事業の際に参加者へマイクロプラスチックも回収するよう説明、周知。また、海岸でのイベントの際に横断幕を活用し、海岸プラスチックごみ削減について周知啓発。

■実績・・・3回実施（令和元年度）

(2) 環境劇の開催

■実施年度・・・令和元年度～

■事業内容・・・プラスチックごみ問題等を題材とした劇を開催し、子供たちにプラスチックによる海洋汚染問題を分かりやすく説明。

■実績・・・1回開催、674人が参加（令和元年度）

(3) 漂着ごみ調査の実施

■実施年度・・・令和元年度

■事業内容・・・市民参加による海岸清掃と併せて、回収された漂着ごみの組成調査を実施し、プラスチックごみ問題への意識を高める。

■実績・・・2回開催

(4) 環境学習プログラムにおける海洋プラスチックごみ問題の周知啓発

■実施年度・・・令和2年度～

■事業内容・・・小中学生を対象とした環境学習プログラムを実施し、海洋プラスチック問題について周知啓発する。

2 庁内周知等

(1) 職員に対し、「レジ袋を利用しない」、「スプーンなどの使い捨てプラスチック製品の使用を控える」、「会議でのペットボトル飲料提供禁止」及び「プラスチックごみの正しい分別の実施」の呼びかけ実施。（令和元年度から実施）

(2) 「浜松市啓発物品の調達に係るプラスチックごみの削減に関する方針」を令和2年4月に策定し、啓発物品については、使い捨てプラスチックを含む製品を調達しないようにする。（令和2年度から実施）

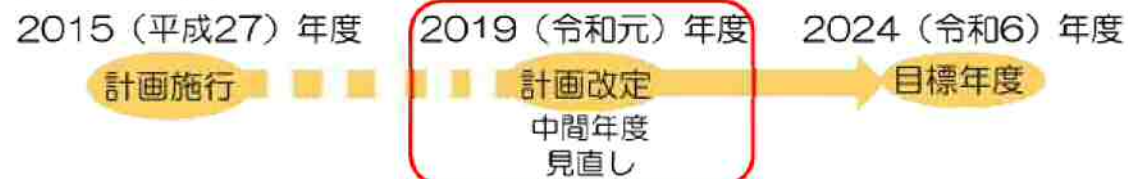
(3) 今後、「はままつエコイベント開催指針」を改定し、市が主催・共催等をするイベントについて、プラスチックごみの排出削減やその啓発を図る。（令和2年度から実施予定）

第2次浜松市環境基本計画（改定版）の概要

◆ 第2次浜松市環境基本計画とは

浜松市環境基本条例に基づき、「環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として定めます。

◆ 計画の期間



SDGs(持続可能な開発目標)の達成

2045年を見据えた
環境の将来像

豊かな自然の恵みを未来へ「ツナグ」環境共生都市

総合方針

環境・社会・経済が調和する持続可能な社会の創造

基本方針

関連するSDGsの目標	5つの基本方針	主な施策の方向性
3 健康と福祉 12 持続可能な消費と生産	【基本方針1】 健康で安全な生活環境を保全する都市	・大気汚染対策 ・水質保全対策 ・有害化学物質等対策
12 持続可能な消費と生産	【基本方針2】 資源を有効に活用する循環型都市	・一般廃棄物の減量とリサイクルの推進 ・産業廃棄物対策 ・バイオマスの活用 ・海洋プラスチックごみ対策
13 気候変動に具体的な対策を 7 持続可能なエネルギー	【基本方針3】 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市	・再生可能エネルギーなどの導入 ・地球温暖化対策の計画的な推進 ・CO ₂ 吸収源の確保 ・気候変動に対する適応
15 陸域生態系保護	【基本方針4】 多様な環境と人々の暮らしが共存する都市	・生物多様性の保全 ・森林・農地・緑地の保全 ・地域資源の持続可能な活用による産業の振興
4 質の高い教育をみんなに	【基本方針5】 環境活動を実践する人が育つ都市	・学校・地域・社会など幅広い場における環境教育 ・環境情報の積極的な発信

◆ 改定のポイント

- 総合方針を新設
 - 環境・社会・経済の3つの視点を踏まえた総合方針を設定し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた施策を推進します。
- 5つの基本方針を改定
 - 5つの基本方針を見直し、地球温暖化防止に向けた緩和策や温暖化への適応策、海洋プラスチックごみ問題などに取り組みます。
- 施策とSDGsの目標との関連付け
 - 第2次環境基本計画で示した265施策を評価・検証し、SDGsの目標ごとに再編することで、施策と達成すべき目標との関連性を見える化します。

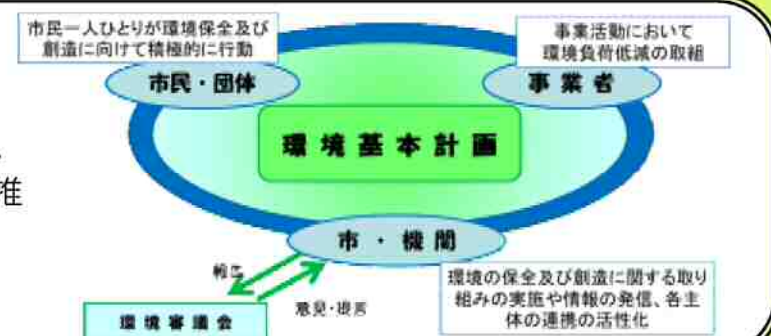
◆ 改定版における環境指標

5つの基本方針ごとに環境指標を設定し、進捗管理を行っています。

測定項目	計画当初 2013(平成25)年度	現状 2018(平成30)年度	目標値 2024(令和6)年度
【基本方針1】 健康で安全な生活環境を保全する都市			
佐鳴湖のCOD(化学的酸素要求量)	7.6mg/L	7.8mg/L	8mg/L以下
【基本方針2】 資源を有効に活用する循環型都市			
1人1日当たりの一般廃棄物排出量	898g	879g	851g
【基本方針3】 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市			
市域の温室効果ガス排出量の削減目標	基準年度排出量 5,795千t-CO ₂	[2016(平成28)年度] 基準年度比 15%削減	基準年度比 19%削減
【基本方針4】 多様な環境と人々の暮らしが共存する都市			
緑地保全面積	1,374ha	1,374ha	[2029(令和11)年度] 3,931ha
【基本方針5】 環境活動を実践する人が育つ都市			
環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合	[2014(平成26)年度] 55%	47%	67%

◆ 計画の推進及び進捗管理

計画の進捗は環境政策課が管理し、PDCAサイクルによる継続的な改善と推進を図ります。



▶▶ 適応策

今までに排出された温室効果ガスの影響から、これからも世界の平均気温は上昇します。温室効果ガスの削減と同時に、今後現れるかもしれない極端な高温、豪雨、渇水などへの対応を進めることが求められており、これを「適応策」といいます。関係部局で情報を共有して、影響の評価・点検を行う体制をつくっていきます。

■影響が懸念される分野

- 農林水産業：農林水産物の高温障害、豪雨、大雪等の影響、山地災害の発生、病虫害のまん延など
- 健康面：熱ストレスによる死亡リスクの増加、熱中症患者の増加、感染症発生リスクの変化など
- 自然災害：土砂災害、洪水、内水氾濫、高潮など
- 生態系：野生鳥獣の分布拡大による農作物、水産資源への影響など
- 水資源：渇水リスクなど



▶▶ 計画の推進体制

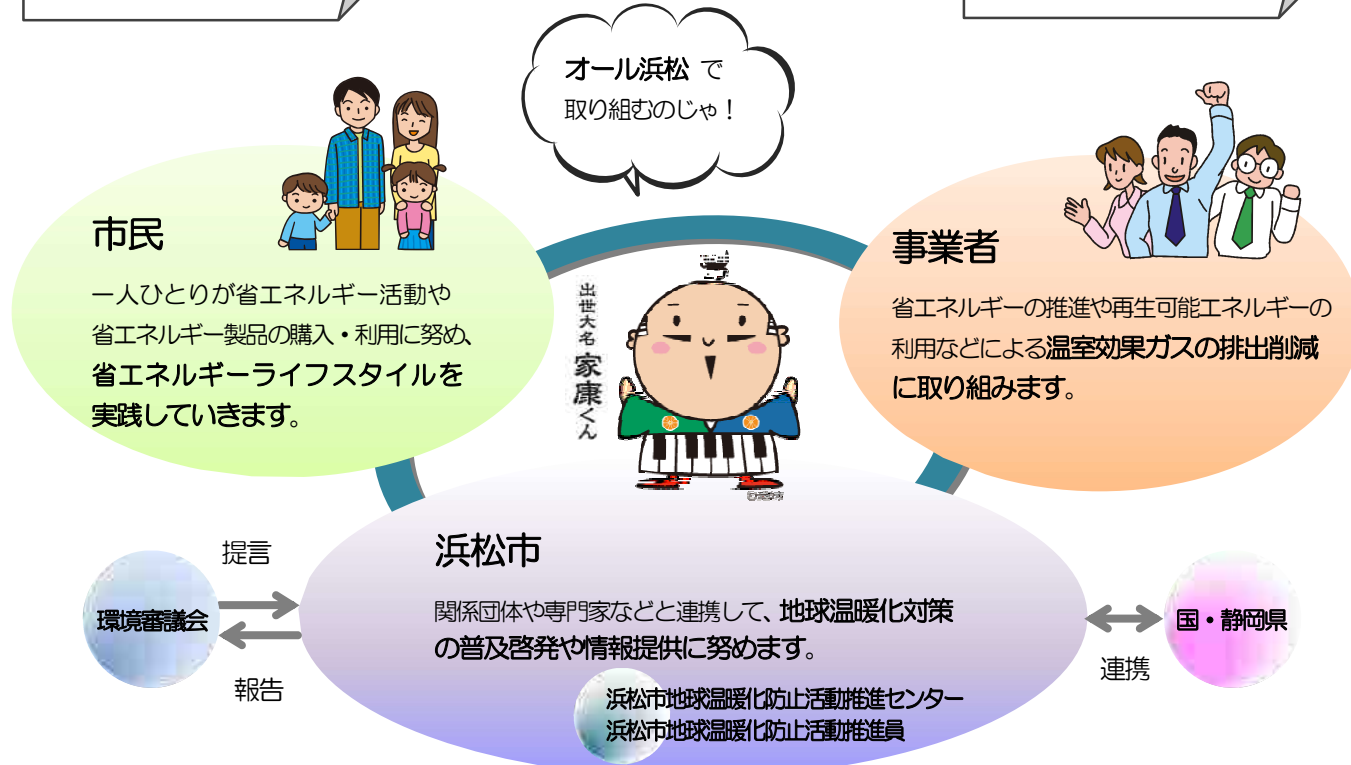
毎年、温室効果ガス排出状況や施策の実施状況などを把握しながら進捗管理を行うとともに、これらについて、年1回、公表を行います。また、計画の進捗状況や国内外の社会情勢を踏まえ、3年ごとに計画の見直しを行います。

- 冷暖房の温度設定は適切にしましょう
- 照明はこまめに消しましょう
- 省エネルギーラベルをチェックして省エネ性能の高い製品を選びましょう
- 外出には自転車や公共交通機関を積極的に利用しましょう



未来のために、いま選ぼう。

- エネルギー消費量を見える化して省エネ対策を効率的に進めましょう
- 高効率機器の導入を進めましょう
- 建物の断熱性を上げましょう
- 再生可能エネルギーを導入しましょう



浜松市

地球温暖化対策 実行計画 (区域施策編)



▶▶ 地球温暖化の原因と影響

●地球温暖化って何？

二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出されることによって、地球の気温が上昇しています。今のままの暮らしを続けると、今世紀末には最大4.8℃上昇すると予測されています。その原因は、私たち「人間の活動」といわれています。

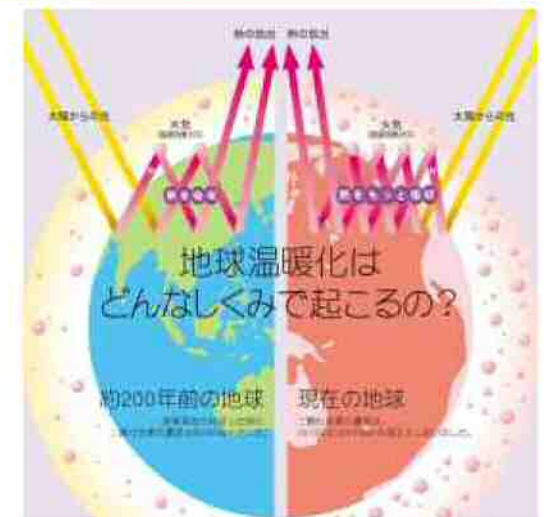
●地球の気温が上がると何が問題なの？

気温の上昇によって、健康面に悪影響を及ぼすほか、暴風雨や川の氾濫、生態系被害、食糧問題などへのリスクが高まります。



暴風雨 氾濫 生態系への影響 食糧問題

地球温暖化のしくみ及び気温上昇によるリスクのイラスト出典：
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jocca.org/>)より



出世大名 家康くん

▶▶ 浜松市の温室効果ガスの現状と削減目標

● 浜松市の現状は？

2013年度の排出量で最も多いのは運輸部門です。その大半は自動車利用により排出されています。

次に多いのは産業部門ですが、昔に比べてかなり減りました。民生・家庭部門、民生・業務部門の排出量は、運輸部門ほど多くありませんが、排出量がどんどん増えています。

温室効果ガスは、日常生活や事業活動など、あらゆるところから排出されています。市民、事業者、市が、あらゆる場面で、それぞれに求められる役割を果たしながら、「オール浜松」で地球温暖化対策に取り組んでいきましょう。



削減目標：2030年度は2013年度から26%削減

26%削減のための施策と削減量

基本施策1 省エネルギーの推進
597.7千t-CO₂削減



無駄なエネルギーの使用を省くことや、エネルギー消費効率の高い機器を導入することで、出来る限りの省エネルギーに取り組みます。

【指標と目標値】

市民1人1日あたりのエネルギー使用量を減らします。（電力換算）	（現状）7.1	（目標）6.1 (kW/人・日)
従業員1人1日あたりのエネルギー使用量を減らします。（電力換算）	13.8	8.8 (kW/人・日)
市民1人1日あたりのごみ排出量を減らします。	898	843 (g/人・日)

基本施策2 再生可能エネルギーの導入促進
129.4千t-CO₂削減



太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーの利用や、エネルギーを効率良く使う新しい技術・製品の開発により、エネルギーの地産地消を目指します。

【指標と目標値】

（現状）	（目標）
7.1	6.1 (kW/人・日)
13.8	8.8 (kW/人・日)
898	843 (g/人・日)

基本施策3 低炭素都市の実現
229.8千t-CO₂削減



公共交通や次世代自動車を利用することや、まちの施設の配置を工夫することで、移動するときのエネルギー使用量が少ないまちにします。

【指標と目標値】

市民1人ひとりが車を賢く使い、ガソリン使用量を減らします。	（現状）2.1	（目標）1.8 (L/人・日)
-------------------------------	---------	-----------------

基本施策4 二酸化炭素吸収源の確保
249.4千t-CO₂削減



二酸化炭素を吸収して育った木材の利用を進めることにより、新たな森林を育てて二酸化炭素をたくさん吸収する森林をつくります。

【指標と目標値】

森林認証取得面積を拡大します。	（現状）42,174	（目標）54,000 (ha)
-----------------	------------	-----------------

注) 端数処理の都合上、合計値と数値が一致しない場合があります。

令和元年度浜松市包括外部監査結果報告書（要約）

1 対象テーマ

清掃事業に係る事務の執行について

2 選定理由

ごみ処理経費の状況は、年間 60 億円を超え、市全体の予算に占める割合は大きいものとなっている。また最終処分場の確保、更には地球温暖化への影響など、環境整備において家庭や事業所から排出されるごみの減量化と資源化は、多方面から見て重要な課題となっている。特に家庭系ごみを取り巻く環境の変化により発生する様々な課題へ、限られた財源で、より効率的に対応するためには、従来の事業を前提とする取り組みだけでなく、市民に向けた効果的な情報発信など、環境に適応した市民とのコミュニケーションを前提とした事務の執行が求められる。来年3月に「第2次浜松市環境基本計画」の見直しが予定され、天竜区に大規模な新清掃工場の整備も進められていることから、清掃事業に係る事務の執行について監査を実施することは有意義なもの判断し、包括外部監査における特定の事件として選定した。

3 監査の結果（総括的事項の一部抜粋）

(1) 災害時の廃棄物処理対策について

昨年10月の台風19号など、災害リスクが急激に高まっている状況であるが、災害時対応のための「浜松市災害廃棄物処理計画」及び「廃棄物処理部 応急対応マニュアル」は、必ずしも実効性がある内容にはなっていない。災害廃棄物処理は人命に直結するものでは無いかもしいないが、被災後の市民の衛生環境を少しでも早く整えるために、具体性を持った行動訓練などの準備が必要と考える。

(2) 紙類の行政回収について

ごみの分別は手間もコストもかかるため、分別回収状況は市町村によってまちまちではあるが、紙類の集積所等での定期回収は、市民の利便性を高め、多くの政令指定都市での実施状況や、環境部が実施した家庭系もえるごみ組成分析調査からも、ごみ減量施策として有用なものとする。

(3) 有料化について

令和6年度の新清掃工場の稼働による33億30百万円のごみ運営経費の増加や、最終処分場の確保などの観点から、家庭系ごみの有料化によるごみ処理量の削減は有効な手段と考えられる。また、ごみ排出量の削減への取り組みは住民により差があり、公平性の観点からも有料化の導入を検討すべきと考える。

(4) 今後の対応にあたって

今回の監査で発見された課題の発生原因は、平成17年7月の12市町村合併後の施策の問題点等の顕在化や、ごみ処理施設の統廃合等、ごみ処理行政にまつわる状況が大きく変化していることが考えられる。将来を見据えたあるべき清掃事業の姿や中山間地域のごみ収集手法の検討については複数の部署との連携が不可欠であり、環境部まかせとすることなく浜松市全体で十分に検討すべきではないだろうか。

Web 会議においてお願いしたい 8つのルール

1. 自分が発言しないときは、マイクに雑音が入らないようにミュートにしておく。
2. 発言時には自分の名前を名乗ってから発言する。
3. 自分の発言が他者の発言と重ならないようにする。同時になった場合は会長の指名で発言する。
4. ハキハキと、大きめの声で簡潔に話す。
5. 比較的ゆっくりと喋る。
6. 語尾は尻すぼみにしないで、最後まで言い切る。
7. 誰に対して問いかけているのか明言する。
8. 参加者全員が、同じ資料・同じメモを見ながら議論する。

Web での会議開催となり、慣れない部分も多いかと思いますが、御協力をお願いします。